

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	高知県 南国市

第 6 次南国市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 : 南国市農林水産課
所在地 : 高知県南国市大桶甲 2 3 0 1
電話番号 : 0 8 8 - 8 8 0 - 6 5 5 9
F A X 番号 : 0 8 8 - 8 8 0 - 6 1 5 9
メールアドレス : n-chisan@city.nankoku.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス、ミヤマガラス）、ドバト、キジバト
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	高知県南国市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積 (ha)	金額 (千円)
イノシシ	水稲	1	704
	芋類	0.9	38
	果樹・野菜・山菜 (タケノコ・四方竹含む)	1.7	127
ニホンジカ	果樹・野菜等	0.45	33
サル	果樹・野菜等	0.15	16
タヌキ ハクビシン アナグマ	果樹・野菜等	0.15	78
カラス類	水稲	0.07	45
	果樹・野菜等	3.4	128
ドバト キジバト	果樹・野菜等	0	0

(2) 被害の傾向

イノシシ

- ・以前は市北部で被害が集中していたが、近年では市南部の被害も増加している。また、3～5月のタケノコの被害、4～9月の水稻の被害、10～11月の四方竹の被害、年間を通じて畑の掘り起こし被害や、露地野菜の被害が発生している。

ニホンジカ

- ・市北部にて果樹、野菜等の被害が年間を通じて発生している。また、香美市における被害面積及び被害金額は、隣接する本市を上回っており、今後の群れでの侵入及び被害拡大が懸念されている。

サル

- ・市北部にて果樹、野菜等の被害が年間を通じて発生している。また、市全域で目撃情報もあり、今後の群れでの侵入及び被害拡大が懸念されている。

タヌキ・ハクビシン・アナグマ

- ・市全域で果樹、野菜等の被害が年間を通じて発生している。また、市街地での目撃情報や、住宅敷地内での生活環境被害も多く見受けられる。

カラス類

- ・水稻、果樹を中心に年間を通じて被害が発生している。水稻については、田植え時期に稲を踏み荒らす等の被害も発生している。また、稲WCSロールに穴を開けられる被害も多く見受けられる。

ドバト・キジバト

- ・果樹、野菜等を中心に水稻、飼料作物等、被害が多岐にわたっているほか、住居や施設への糞害などの生活環境被害も発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標（被害金額）	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
イノシシ	869 千円	608.3 千円
ニホンジカ	33 千円	23.1 千円
サル	16 千円	11.2 千円
タヌキ ハクビシン アナグマ	78 千円	54.6 千円
カラス類	173 千円	121.1 千円
ドバト キジバト	0 千円	0 千円

指標（被害面積）	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
イノシシ	3.6ha	2.52ha
ニホンジカ	0.45ha	0.315ha
サル	0.15ha	0.105ha
タヌキ ハクビシン アナグマ	0.15ha	0.105ha
カラス類	3.47ha	2.429ha
ドバト キジバト	0ha	0ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・被害発生時には南国市鳥獣被害対策協議会、南国市鳥獣被害対策実施隊、猟友会が駆除を実施 ・捕獲者へ捕獲活動経費として補助金を支払い イノシシ、シカ、サル：10千円/頭 ハクビシン、ノウサギ：4千円/頭・羽 ハト類、カラス類、カワウ 2千円/羽 ヒヨドリ：0.5千円/羽 ・平成23年度より予察計画を作成 ・捕獲に要する器具及び猟具の購入費用や維持管理費用に対する助成（3/4を助成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化等により捕獲従事者が減少しているため担い手の確保が必要
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者等へ防護柵設置費用に対する助成（2/3を助成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策専門員を中心とした設置時の技術指導が必要
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・南国市鳥獣被害対策実施隊、鳥獣被害対策専門員により鳥獣の習性や被害防止技術等に関する知識の普及等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者等の高齢化により、耕作放棄地や未管理地が増加し、野生鳥獣が出没しやすくなった

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟従事者の不足を解消するため、狩猟免許取得啓発と取得費用の助成を行い、後継者を育成する。 ・シカについて、出没数が徐々に増えているため、今後の被害拡大に備えた、情報収集及び捕獲方法の研修を行う。 ・イノシシ及びシカの捕獲檻や防護柵を計画的に整備し被害防止に努める。 ・市内全域の取り組みとして被害防止対策を行うため、農業者等と協力しながら、捕獲後継者の育成、捕獲檻や防護柵の設置範囲を拡大する。 ・タヌキ及びアナグマについては、令和6年度より捕獲活動経費の補助対象に加えることにより、捕獲従事者による継続的な捕獲体制を整備し、被害の抑制を図る。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農業者等から依頼を受けて、猟友会等の意見を参考に、有害鳥獣の捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ ニホンジカ サル タヌキ ハクビシン アナグマ カラス類 ドバト キジバト	<ul style="list-style-type: none">・ 猟友会や関係機関との協議及び先進地視察により有効対策を行い、捕獲技術の向上に努める。・ 捕獲した個体頭数に応じて捕獲活動経費としての補助金を予算の範囲内で支払う。・ 侵入防護柵・捕獲機材（箱罟）の導入を進める。また、シカの侵入状況を見ながら、防護柵・捕獲機材についてシカ対応型も検討し順次整備をする。・ 予察計画を策定し、指定の捕獲隊に関しては通年での捕獲を行うことができるようにする。・ 周辺市町村と連携して、広域での一斉捕獲体制の確立に努める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none">・ イノシシ 南国市におけるイノシシの捕獲頭数は、平成31年度163頭、令和2年度197頭、令和3年度271頭、令和4年度310頭、令和5年度248頭となっている。令和5年度は豚熱の影響で市北部でのイノシシの不審死が多数報告されている。それに伴い市北部での捕獲頭数が減少しているものの、豚熱未発生の市南部では増加傾向にある。今後、高知県主体のワクチンの散布等により豚熱が収束していくと見込まれるため、捕獲頭数が再び増加することが予想される。よって、捕獲計画数は令和4年度と同数の年間310頭とする。・ ニホンジカ 現状、市南部では目撃情報及び捕獲ともなく、いずれも市北部のみである。南国市におけるニホンジカの捕獲頭数は、平成31年度14頭、令和2年度20頭、令和3年度26頭、令和4年度45頭、令和5年度56頭となっている。近年の捕獲頭数は増加傾向にあるため、捕獲計画数は年間70頭とする。

・サル

南国市ではサルによる農作物被害や目撃情報はあつたものの、現状、捕獲には至っていない。今後、群れでの侵入及び被害の拡大が懸念されるため、状況を確認しながら捕獲に取り組んでいく。捕獲計画数は年間1頭とする。

・タヌキ、ハクビシン、アナグマ

南国市におけるハクビシンの捕獲頭数は、平成31年度18頭、令和2年度19頭、令和3年度19頭、令和4年度30頭、令和5年度32頭となっている。(タヌキ及びアナグマについては、捕獲活動経費としての補助金の対象でなかったため集計できていない。)ハクビシンの捕獲頭数は増加傾向にあるため、捕獲計画数は年間40頭とする。タヌキ及びアナグマについては、被害はあるものの、令和6年度より捕獲活動経費としての補助金の対象となることを鑑みて、捕獲計画数は年間10頭ずつとする。

・カラス類

南国市におけるカラス類の捕獲数は、平成31年度44羽、令和2年度16羽、令和3年度4羽、令和4年度3羽、令和5年度10羽となっている。水稲、雑穀、果樹、稲WCSロールへの被害があり、今後も捕獲を継続する。捕獲計画数は年間50羽とする。

・ドバト、キジバト

南国市におけるドバト、キジバトの捕獲数は、平成31年度0羽、令和2年度2羽、令和3年度0羽、令和4年度0羽、令和5年度16羽となっている。果樹、野菜等の農作物被害、糞害等の生活環境被害があり、今後も捕獲を継続する。捕獲計画数は年間30羽とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	310	310	310
ニホンジカ	70	70	70
サル	1	1	1
タヌキ	10	10	10
ハクビシン	40	40	40
アナグマ	10	10	10
カラス類	50	50	50
ドバト キジバト	30	30	30

捕獲等の取組内容
被害に応じて南国市鳥獣被害対策協議会員や南国市鳥獣被害対策実施隊員が中心となり、わな及び猟銃による捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
南国市全域において、年間を通じてライフル銃（ハープライフル銃を含む）による止め刺しを行う必要がある。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
南国市	対象鳥獣については、既に県から権限が委譲されている。

4. 防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ サル タヌキ ハクビシン アナグマ	電気柵:2,500m ワイヤーメッシュ柵:1,500m 複合柵やネット柵等については、状況を見ながら検討。	電気柵:2,500m ワイヤーメッシュ柵:1,500m 複合柵やネット柵等については、状況を見ながら検討。	電気柵:2,500m ワイヤーメッシュ柵:1,500m 複合柵やネット柵等については、状況を見ながら検討。

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ サル タヌキ ハクビシン アナグマ	鳥獣被害対策専門員の助言のもと、電圧維持や地際対策などの管理を行う。	鳥獣被害対策専門員の助言のもと、電圧維持や地際対策などの管理を行う。	鳥獣被害対策専門員の助言のもと、電圧維持や地際対策などの管理を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

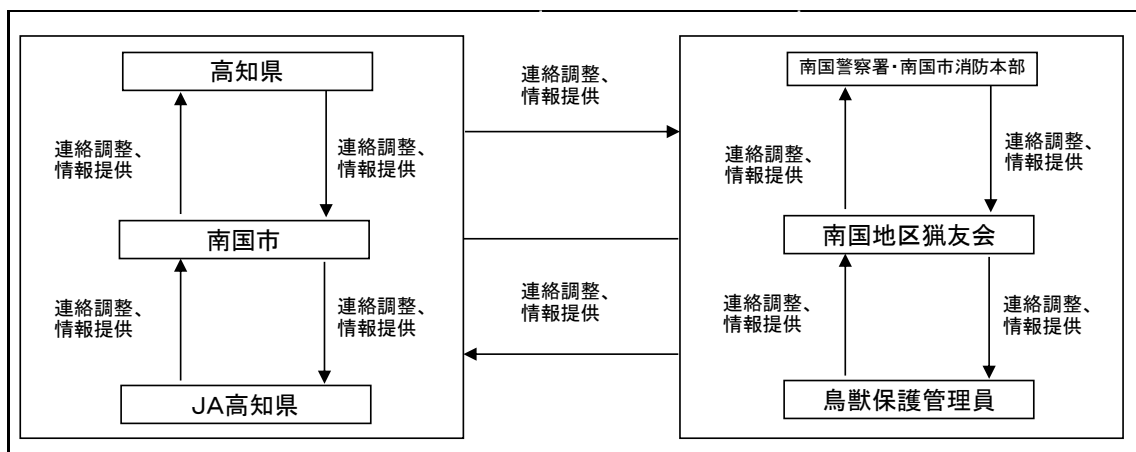
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ ニホンジカ サル タヌキ ハクビシン アナグマ	南国市鳥獣被害対策実施隊、鳥獣被害対策専門員により鳥獣の習性や被害防止技術等に関する知識の普及等を実施する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
高知県鳥獣対策課	各関係機関との連絡・調整、情報収集、情報提供
南国市農林水産課	各関係機関との連絡・調整、情報収集、情報提供
南国地区猟友会	地域巡回、情報収集、情報提供、捕獲班の調整
鳥獣保護管理員	地域巡回、情報収集、情報提供
南国警察署	地域巡回、情報収集、情報提供、警戒、広報
南国市消防本部	地域巡回、情報収集、情報提供、警戒、広報
J A 高知県	地域巡回、情報収集、情報提供

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣については、捕獲者各自で埋設又は食用（自家消費）として処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

解体処理施設やジビエ料理店等が市内にないため、捕獲従事者の自家消費を主体とする。

(2) 処理加工施設の実施体制

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	南国市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
南国市農林水産課	鳥獣被害防止計画・予察計画の作成 県下の被害状況の情報収集
J A 高知県	有害鳥獣関連の情報提供
高知県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供 鳥獣保護に関する業務
香美森林組合	有害鳥獣関連の情報提供
南国地区猟友会	有害鳥獣関連の情報提供 狩猟者の情報の把握
高知県中央東農業振興センター	有害鳥獣関連の情報提供 被害防止対策に関する指導及び助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
香美市（農林課）	シカの被害防止に関する情報提供及び助言
高知県鳥獣対策課	有害鳥獣関連の情報提供 有害鳥獣防止技術の情報提供 有害鳥獣防止に関する指導
高知県鳥獣被害対策専門員	有害鳥獣関連の情報提供 有害鳥獣防止技術の情報提供 有害鳥獣防止に関する指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設 立 日：令和2年4月1日

任 期：2年

構 成：市職員および民間隊員

規 模：20名

活動内容：被害調査、被害対策活動、広報・啓発

事 務 局：南国市農林水産課

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし